

宮城県公報

宮 城 県
（総務部県政情報・文書課）
宮城県仙台市青葉区
本町三丁目8番1号
電話 022(211)2267
（毎週火、金曜日発行）

目次

告 示

ページ

○農用地利用配分計画の認可 ○保安林の指定の解除の予定 ○保安林の指定施業要件の変更（二件） ○漁船損害等補償法に基づく付保義務の同意成立 ○証紙売りさばき人の指定 ○開発行為に関する工事の完了 ○宮城県公報第二九九六号（平成三十年九月二十八日付け）中	（農業振興課） （森林整備課） （同） （水産業振興課） （会計課） （建築宅地課）	一 一 一 二 二 二 三
○宮城県告示第十十一号 農地中間管理事業の推進に関する法律（平成二十五年法律第一号）第十八条第一項の規定により、 農用地利用配分計画を次のとおり認可した。 平成三十年十一月二十日 宮城県知事 村 井 嘉 浩	一 農用地利用配分計画の概要 別冊のとおり 二 認可年月日 平成三十年十一月二十日 ○宮城県告示第十十二号	

告 示

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第二十六条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定を解除する予定である。

平成三十年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 解除予定保安林の所在場所

東松島市野蒜字南余景六八（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

飛砂の防備

三 解除の理由

指定理由の消滅

〔次の図〕は、省略し、その図面を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第十十三号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。
平成三十年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

東松島市（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

三 変更後の指定施業要件

1 立木の伐採の方法

（一）主伐は、択伐による。

（二）主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（三）間伐に係る森林は、次のとおりとする。

2 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

〔次の図〕及び〔次の図〕は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）及び東松島市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千十四号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二第一項の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成三十年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

牡鹿郡女川町（次の図に示す部分に限る。）

二 保安林として指定された目的

落石の危険の防止

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

（1） 主伐は、択伐による。

（2） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

二一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）、東松島市（次の図に示す部分に限る。）、

二 保安林として指定された目的

魚つき

三 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

（1） 主伐は、択伐による。

（2） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

三一 指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

石巻市（次の図に示す部分に限る。）、東松島市（次の図に示す部分に限る。）、

2 保安林として指定された目的

名所又は旧跡の風致の保存

3 変更後の指定施業要件

（一） 立木の伐採の方法

（1） 主伐は、択伐による。

（2） 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

（3） 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

（二） 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を宮城県庁（農林水産部森林整備課）並びに関係市役所及び女川町役場に備え置いて縦覧に供する。）

○宮城県告示第千十五号

漁船損害等補償法（昭和二十七年法律第二十八号）第一百二十二条の二第二項の規定による届出を審査した結果、大谷本吉加入区について、同法第一百二十二条第一項の規定による同意があったものと認める。

平成三十年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

○宮城県告示第千十六号

証紙条例（昭和三十九年宮城県条例第二十二号）第五条第一項第二号の規定により、証紙売りさばき人として次のとおり指定した。

平成三十年十一月二十日

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

宮城県知事 村 井 嘉 浩

株式会社角田自動車学校	売りさばき人	代表者	売りさばき場所	指定年月日
鈴木 大輔	代表者	角田市角田字中沢四十六番地の三十三	平成三十年十一月十二日	

公 告

○都市計画法（昭和四十三年法律第百号）第二十九条第一項の規定により許可した次の開発区域（工区）に係る開発行為は、その工事を完了した。

平成三十年十一月二十日

<p>一 工事を完了した開発区域（工区）に含まれる地域の名称</p> <p>宮城県知事 村 井 嘉 浩</p> <p>白石市福岡八宮字青木下十九番、二十番一、二十番二、二十番三、二十一番、二十二番一、二十二番二</p> <p>白石市字白石沖九番地一</p> <p>仙周工業株式会社</p>	<p>正 誤</p>	<p>○宮城県公報第二九九六号（平成三十年九月二十八日付け）中</p> <p>ページ 段 行 正 誤</p> <p>二 上 後ろか 第21条の5の26第4項 第21条の5の26第2項</p> <p>ら一四</p>
--	------------	--